

飯田市と大塚製薬株式会社との連携協定書

飯田市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、連携・協力に関する基本的事項について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の健康づくりの推進及びスポーツ振興に関する課題に迅速かつ適切に対応し、もって市民の健康増進に資することを目的とする

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 健康維持・増進に関すること
 - (2) 熱中症対策に関すること
 - (3) スポーツ振興に関すること
 - (4) 防災・減災対策に関すること
 - (5) その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること
- 2 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。
- 3 甲及び乙は、前項の規定による取組について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。
- 4 甲及び乙は、前2項の取組について、その結果、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から起算して1年間とし、期間満了の日の1カ月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

（協定の変更及び解除）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出た場合は、甲及び乙が協議の上、本協定を変更し、又は解除することができるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得たほかの当事者の非公表の秘密情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定の有効期間が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（協議事項）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 1月20日

甲 長野県飯田市大久保町2534番地

飯田市長

佐藤 健



乙 埼玉県上尾市瓦葺929番地1

大塚製薬株式会社

ニュートラシューティカルズ事業部

北関東支店 支店長

田中 健太郎

